

「自動車・農機具合同展示会」の開催延期と 「第21回JAまつり2021」の開催中止のお知らせ

日頃より、JA種子屋久をご利用いただき誠にありがとうございます。

9月1日～9月5日に開催を予定しておりました、「自動車・農機具合同展示会」につきましては、県内及び島内における新型コロナウイルス感染者急増の状況を踏まえ、**開催延期**といたしました。

また、12月に開催を予定しておりました、「第21回JAまつり2021」につきましても、感染拡大防止と組合員・地域住民の皆様の安全確保のため、**開催中止**とさせていただきます。

開催を楽しみにされていた皆様へお詫び申し上げます。

皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

組合員資格をもう一度ご確認ください

当JAでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJA各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ② 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事業所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

